

【 当座貸越型教育ローン規定（当座貸越契約） 】

第1条（契約期限）

1. この契約にもとづき当座貸越をうけられる期間は、表記の通りとします。
2. 私は、契約期限の翌日以降にこの 契約による当座貸越は受けません。
3. 当座貸越期限の到来時において、貸越元利金はただちに証書借入に切替え、貴行所定の方法により返済します。なお、貸越元利金が完済された日にこの当座貸越契約は当然に解約されるものとします。なお、契約期限の翌日以降は貸越残高に対し、年14%（1年を365日とした日割計算）の損害金を支払います。
4. 万が一、証書借入の切替時に約定返済が未返済の場合には、未返済の約定元利金を包括して証書借入の元金とし切替えするものとします。ただし、貸越極度額の範囲とし、剰余額のある場合は私の返済用口座から引き落としするものとします。
5. 当座貸越契約期限に貸越元利金がない場合は、契約期限の終了をもって、当然に解約されるものとします。
6. 私は、貸越期限到来時まで、子弟が在学中等の正当な理由に限り、取引期限の延長を申し出ることができるものとします。
7. 入学予定（在学）の子弟が貸越期間内に退学または死亡した場合は、ただちに貴行に通知し新たな貸越は利用できないものとします。また、通知した日をもって貸越可能期間が終了したものとし、証書借入に切替え、貴行所定の方法により返済します。
8. この契約に基づき証書借入の返済期限は表記の通りとします。なお、契約期限の翌日以降は遅延している元金に対し、年14%（1年を365日とした日割計算）の損害金を支払います。

第2条（取引方法）

1. おきぎん当座貸越型教育ローン取引（以下「この取引」という。）は、貴行本支店のいずれか1カ店のみで開設します。
2. この取引は当座貸越型教育ローン専用通帳（以下「通帳」という。）および当座貸越払戻請求書（以下「請求書」という。）の使用による当座貸越取引（以下「随時借入」という。）とし、小切手、手形の振出しあるいは引受け、または各種料金等の自動支払いを行いません。また、特約として、貴行の自動振込サービスを利用し毎月定額借入を行う当座貸越取引（以下「分割借入」という。）を選択できるものとします。
3. この契約にもとづく随時借入は通帳および請求書を使用して出金することにより発生し、また入金することにより減少します。
4. 通帳および請求書により出金する場合は、貴行所定の請求書に届出の印章により記名

押印して提出します。

5. この契約にもとづく分割借入を選択した場合は、貴行に貴行所定の特約書を差し入れることにより、貸越を受けられるものとします。
6. 現金自動支払機、現金自動預金支払機の取扱について別に定めるおきぎんカードローン規定によります。

第3条（貸越極度額）

1. この取引の貸越極度は表記記載金額のとおりとします。なお、貴行がやむを得ないものと認めて、この極度額を超えて当座貸越を行った場合も、この規定の条項が適用されるものとします。
2. 貴行は前項にかかわらずこの取引の貸越極度額を増額または減額できるものとします。この場合、貴行は変更後の貸越極度額および変更日を私に通知するものとします。

第4条（利率の変更）

1. この契約にもとづく利率は変動金利とし、銀行の短期プライムレート連動長期貸出金利（以下「基準利率」という。）の改訂の都度、その変動幅と同幅で引上げまたは引下げるものとします。
2. 金融情勢の変化その他の事由がある場合は、貴行は利率および損害金の割合を本規定の定めるところに従い、一般的に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合、貴行は店頭または現金自動支払機設置場所のいずれかの場所へ掲示するものとします。
3. 借入期間中の利率の変更は基準利率変更以降、最初に到来する利息支払日の翌日からとします。
4. 前項による利率変更の場合、銀行は原則として、変更後第1回の約定返済日の30日前までに変更後の利率、返済額に占める元金および約定利息の割合などを文書により通知します。

第5条（利息、損害金等）

1. この契約による貸越金の利息は付利単位100円とし、毎月貴行所定の日、貴行の定める利率、方法により算出するものとし、計算の都度、貸越残高に組み入れることに同意します。また、貴行が現金による利息の請求をした場合、直ちにこれに応じます。
2. 貴行に対する債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対して年14%の割合の損害金を支払います。この場合の計算方法は年365日の日割計算とします。

第6条（約定返済方式）

1. この取引にもとづく毎月の返済で、表記の通り約定返済方式を選択した場合は、表記の約定返済日（休日の場合は翌営業日）に、約定返済日の前日の当座貸越残高に応じて次のとおり返済します。

貸越金額	返済額
30万円以下	5,000円
30万円超～50万円以下	10,000円
50万円超～100万円以下	20,000円
100万円超～300万円以下	30,000円
300万円超～500万円以下	50,000円
500万円超～700万円以下	70,000円
700万円超～1,000万円以下	100,000円
1,000万円超～1,100万円以下	110,000円
1,100万円超～1,200万円以下	120,000円
1,200万円超～1,300万円以下	130,000円
1,300万円超～1,400万円以下	140,000円
1,400万円超～1,500万円以下	150,000円
1,500万円超～1,600万円以下	160,000円
1,600万円超～1,700万円以下	170,000円
1,700万円超～1,800万円以下	180,000円
1,800万円超～1,900万円以下	190,000円
1,900万円超～2,000万円以下	200,000円
2,000万円超～2,100万円以下	210,000円
2,100万円超～2,200万円以下	220,000円
2,200万円超～2,300万円以下	230,000円
2,300万円超～2,400万円以下	240,000円
2,400万円超～2,500万円以下	250,000円
2,500万円超～2,600万円以下	260,000円
2,600万円超～2,700万円以下	270,000円
2,700万円超～2,800万円以下	280,000円
2,800万円超～2,900万円以下	290,000円
2,900万円超～3,000万円以下	300,000円

2. 前項にかかわらず、約定返済日前日における当座貸越残高が約定返済額に満たない場

合は、当座貸越残高の全額を返済します。

3. 金融情勢の変化その他の事由がある場合は、貴行は第1項に定める約定返済額を変更することができるものとします。
4. この場合、貴行は変更後の約定返済額を私に通知するものとします。

第7条（元金据置毎月利息払い方式）

1. この取引にもとづく毎月の返済で、表記の通り元金据置毎月利息払い方式を選択した場合は、表記の約定返済日（休日の場合は翌営業日）に、約定返済日の前日の当座貸越残高に応じて、利息のみを返済します。
2. この契約による貸越金の利息は付利単位100円とし、毎月貴行所定の日に、貴行の定める利率、方法により算出するものとします。また、貴行が現金による利息の請求した場合、直ちにこれに応じます。
3. 貴行に対する債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対して年14%の割合の損害金を支払います。この場合の計算方法は年365日の日割計算とします。

第8条（約定返済方式・元金据置毎月利息払い方式の自動引落し）

1. 第6条および第7条により、毎月の返済については、表記の返済用口座から引落しのうえ充当してください。この場合、普通預金、総合口座通帳および同払戻請求書の提出はいたしません。なお、万一預入が遅延した場合にも貴行は預入後いつでも同様の取扱いを行ってください。
2. 返済用口座の残高が約定返済額に満たないときは、貴行はその一部の返済にあてる取扱はせず、その金額について期限に返済がないものとします。この場合、約定返済の遅滞額が全額返済されるまで当座貸越を一時中止されても異議ありません。

第9条（任意返済）

1. 前項第6条および第7条による毎月の返済のほかに当座貸越口座へ直接入金することにより随時に任意の金額を返済することもできるものとします。ただし、証券類は直接入金できないものとします。
2. 前項の任意返済は第8条の自動引落しによらず、私が直接貴行の各営業店窓口または現金自動支払機により手続きを行います。

第10条（諸費用の自動引落し）

1. この契約の締結に際し、私が負担すべき分割借入に係る振込手数料等の費用は、貴行所定の日に表記返済用預金口座から、小切手または通帳および請求書なしで引落しのう

え、費用の支払いにあててください。

第11条（期限前の全額返済義務）

1. 私について次の各号の事由が1つでも生じた場合は、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。また、貴行から通知催告等がなくても、当然に貸越元利金全額について返済期が到来するものとし、直ちに貸越元利金全額を返済します。なお、この場合貴行からの通知なしに直ちにこの契約を解約されても異議ありません。

- ①第6条および第7条に定める債務の返済を遅延し、貴行から書面による催告を受けても次の約定返済日までに元利金（損害金を含む）を返済しなかったとき。
- ②支払の停止または破産、和議開始の申立があったとき。
- ③手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- ④私の預金その他の貴行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。
- ⑤相続の開始があったとき。
- ⑥カードの改ざん、不正使用など不審行為があったとき。
- ⑦前各号のほか借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。

2. 次の各場合には、貴行の請求によって貸越元利金全額について返済期が到来するものとし、直ちに当座貸越元利金全額を返済します。

- ①私が貴行に対する債務の1つでも期限に履行しなかったとき。
- ②私が貴行との取引約定の1つでも違反したとき。
- ③この取引に関し、私が貴行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
- ④前各号のほか債権保全を必要とする相当な事由が生じたとき。

3. 住所変更の届出を怠るなど甲の責めに帰すべき事由により、前項の請求が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。

第12条（当座貸越極度額の減額・中止・解約）

1. 前条各号の事由があるとき、金融情勢の著しい変化があるとき、債権の保全その他相当の事由があるときは、貴行はいつでも極度額を減額し貸越を中止し、またはこの契約を解約することができます。
2. 私はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、私は貴行所定の書面により貴行に通知します。
3. 前二項によりこの契約が解約または中止された場合、私は直ちに貸越元利金を支払いま

す。また、極度額を減額された場合にも、直ちに減額後の極度額を越える貸越金を支払います。

第13条（証書借入切替後の自動引落し）

1. 元利金の返済のため、各返済日（返済日が休日の場合はその翌営業日。以下同じ。）までに毎回の元利金額返済額（半年ごと増額返済併用の場合は、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ。）相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。
2. 銀行は各返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず返済用預金口座から払い戻しのうえ、毎回の元利金の返済にあてます。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元利金返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取扱はせず、返済が遅延することになります。
3. 毎回の元利金返済額相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、貴行は元利金返済額と損害金の合計額について前項と同様の取扱ができるものとします。

第14条（保証借入の繰上返済）

1. 私は期限前にこの契約による債務を返済しようとする場合には、あらかじめ貴行の承諾を受けるものとします。
2. 前項の場合、貴行が請求したときは貴行の指示する場合、時期ならびに方法により手数料ならびに利息を支払うものとします。

第15条（貴行からの相殺）

1. この契約の定めによって元利金を返済しなければならない場合には、その債務と私の預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも貴行は相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。
2. 前項の相殺ができる場合には、貴行は私にかわり預金の払戻しを受け、この契約による債務の弁済に充当することができます。
3. 前二項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、利率、料率は貴行の定めによるものとします。

第16条（私からの相殺）

1. 私は、私の預金その他の債権とこの契約とを、その債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
2. 前項により私が相殺する場合には貴行に対し相殺通知を書面によって提出するものと

し、相殺する預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに貴行に提出します。

3. 私が相殺した場合における債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を相殺通知の到達の日までとし、利率、料率は貴行の定めによるものとします。

第17条（充当の指定）

1. 貴行から相殺をする場合に、この契約による債務の他に貴行取引上の他の債務があるときは、貴行は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができます、その指定に対して異議を述べないものとします。
2. 私から返済または相殺をする場合に、この契約による債務のほかに貴行取引上の他の債務があるときは、私はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、私がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは貴行が指定することができます、私はその指定に対して異議を述べないものとします。
3. 前項の私の指定により債権保全上支障が生じる恐れがあるときは、貴行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の有無、軽重、処分の難易、返済期の長短、手形割引の決済見込みなどを考慮して、貴行の指定する順序方法により充当することができます、その充当に対しては異議を述べません。
4. 前二項によって貴行が充当する場合は、私の期限未到来の債務については期限が到来したのものとして、また、満期前の割引手形については買戻債務を支払承諾については事前の求償債務を私が負担したものとして貴行はその順序を指定することができます。

第18条（危険負担・免責条項等）

1. 私が貴行に差し入れた証書等が、事変、災害、輸送途中の事故等やむを得ない事情によって紛失、滅失、または損傷した場合には、貴行の帳簿、伝票等の記録にもとづいて債務を返済します。なお、貴行から請求があれば直ちに代り証書等を差し入れます。
2. 当座貸越払戻請求書、諸届その他の書類の印影または署名を私の届け出た印鑑または署名に相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引したときは、それらの書類、印鑑等につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、これによって生じた損害は私の負担とし貴行にはなんらの請求をしません。
3. 私に対する権利の行使もしくは保全または担保の取立もしくは処分に要した費用および私の権利を保全するため貴行の協力を依頼した場合に要した費用は私が負担します。

第19条（届出事項の変更）

1. 私または連帯保証人の氏名、住所、職業（勤務先）、印鑑、電話番号その他届出事項に

変更があったときは、直ちに書面によって届出をします。この届出の前に届出を行わなかったことにより生じた損害は私及び連帯保証人の負担とし、貴行にはなんら請求をいたしません。

2. 私または連帯保証人が前項の届出を怠ったために、貴行が私または連帯保証人から最後に届出のあった氏名・住所に宛てて通知または書類を発送した場合には、貴行からなされた通知または送付された書類が延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第20条（報告・調査）

1. 貴行から私または連帯保証人の財産、債務、経営、業況、収入等について、資料の提出または報告を求められたときには直ちに応じます。
2. 私または連帯保証人の財産、債務、経営、業況、収入等について重大な変化が生じる恐れがあるときは貴行からの請求がなくても直ちに報告します。

第21条（契約内容の変更）

1. 本契約の内容は、金融情勢その他諸般の状況の変化及びその他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
2. 前項による本契約の内容の変更は、変更を行う旨及び変更後の条項の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示または当行のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。
3. 前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第22条（合意管轄）

この契約にもとづく諸取引に関して訴訟、調停、和解その他の紛争解決の必要が生じた場合は、貴行本店または表記の貴行取扱店の所在地を管轄する裁判所とすることに合意します。

第23条（個人情報情報機関等への登録と利用の同意等）

1. 私は、この契約にもとづく借入金額、借入日、最終回返済日等の借入内容にかかる客観的事実について、借入契約期間中およびこの契約による債務を全額返済した日から5年間、銀行協会の運営する個人情報センターに登録され、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員が自己の取引上の判断のために利用することに同意するものとします。

2. 私は次の各号の事実が発生したときは、その事実について各号に定める期間、前項と同様に登録され、利用されることに同意するものとします。

①この契約による債務の返済を遅延したときおよびその遅延分を返済したときは、遅延した日から5年間。

②この契約による債務について、保証提携先、保険者など第三者から貴行が支払を受け、または相殺もしくは担保権実行などの強制回収手続により貴行が回収したときはその事実発生日から5年間。

第24条（連帯保証人・保証人）

1. 連帯保証人は私が本契約によって負担するいっさいの債務について、私と連帯して保証債務を負い、その履行については本契約に従います。

2. 連帯保証人は私の貴行に対する預金その他の債務をもって相殺はしません。

3. 連帯保証人は貴行の都合によって担保もしくは他の保証を変更、解除されても免責を主張しません。

4. 連帯保証人が保証債務を履行した場合、代位によって貴行から取得した権利は私と貴行との取引継続中は貴行の同意がなければこれを行使しません。もし貴行の請求があればその権利または順位を貴行に無償で譲渡します。

5. 連帯保証人が私と貴行との取引についてほかに保証している場合には、その保証はこの保証契約によって変更されないものとし、また、他に借入額の定めのある保証をしている場合にはその保証額にこの保証の額を加えるものとします。

6. 連帯保証人が私と貴行との取引について、将来、ほかに保証した場合にも前項に準じて差支えありません。

7. 貴行が連帯保証人及びその包括承継人または債務を引き受けた者の1人に対して履行の請求をしたときは、借主及び他の連帯保証人に対しても、その効力が生じるものとします。

8. 私は、保証人(私の委託を受けない保証人を含む)から貴行に対して民法第458条の2に定める所定の情報(主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額およびそのうち弁済期が到来しているものの額)の提供の請求があった場合に、貴行が当該情報を当該保証人に提供する事に同意するものとします。

第25条（連帯債務者）

1. 連帯債務者は、私が本契約によって負担する一切の債務について、私と連帯して債務を負い、その履行については本契約に従います。また貴行から連帯債務者に対する連絡・

諸通知は、いずれか1人の連帯債務者に行えば足り、全ての連帯債務者に対して行う必要はないこととします。

2. 連帯債務者は、私の貴行への預金その他の債務をもって相殺はしません。
3. 連帯債務者は貴行の都合によって担保もしくは他の保証を変更、解除されても免責を主張しません。
4. 連帯債務者が債務を履行した場合、代位によって貴行から取得した権利は私と貴行との取引継続中は貴行の同意がなければこれを行使しません。もし貴行の請求があればその権利または順位を貴行に無償で譲渡します。
5. 債務者が連帯債務者である場合には、貴行が連帯債務者・連帯保証人、それらの包括承継人または債務を引き受けた者の1人に対して履行の請求をしたときは、他の連帯債務者及び他の連帯保証人に対しても、その効力が生じるものとします。

第26条（担保）

1. 債権保全のため必要と認められるとき、私は貴行の請求によって直ちに貴行の承認する担保もしくは増担保を差し入れ、または連帯保証人をたて、もしくはこれを追加するものとします。
2. 貴行に現在差し入れている担保および将来差し入れる担保は、すべて、その担保する債務のほか現在および将来負担するいっさいの債務を共通に担保するものとします。
3. 担保は、必ずしも法定の手続きによらず、一般に適当と認められる方法、時期、価格等より、貴行において取立または処分のうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当されても私は異議を述べないものとし、なお、残債務がある場合には直ちに弁済するものとします。
4. 貴行に対する債務を履行しなかった場合には、貴行の占有している私の動産、手形、その他の有価証券は貴行において取立または処分することができるものとし、この場合もすべて前項に準じて取り扱われることに、私は同意いたします。

第27条（債権保証の不交付）

私は全額返済により貴行からこの契約が終了した旨の通知を受けた場合は、本ローン契約書が返還されなくても異議を延べません。

第28条（反社会的勢力の排除）

1. 私または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）

に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 私または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

3. 私または保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は貴行から請求があり次第、貴行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

4. 前項の規定の適用により、私または保証人に損害が生じた場合にも、貴行になんらの請求をしません。また、貴行に損害が生じたときは、私または保証人がその責任を負います。

5. 第3項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

以上

【保証委託約款】

私および連帯保証人は、株式会社沖縄銀行（以下、沖縄銀行という）との当座貸越契約について、次の各条項を承認のうえ、私が沖縄銀行に対して負担する債務について連帯保証をすることを、おきぎん保証株式会社（以下、貴社という）に委託します。

第1条（委託の範囲）

1. 私が貴社に委託する保証の範囲は、私と沖縄銀行との間の当座貸越契約にもとづき、私が沖縄銀行に対し負担する借入金、利息、損害金、その他一切のものを含むものとします。また保証の方法は貴社と沖縄銀行との間に締結されている保証契約によるものとします。
2. 前項の保証は、私が沖縄銀行と当座貸越取引を開始したときに成立するものとします。
3. 私と沖縄銀行との間で、極度額、借入金の利息、損害金の料率その他当座貸越取引の変更が行われた場合でもあらためて保証委託契約を変更することなく、引続きこの保証委託約款に従って保証を依頼します。

第2条（約款の遵守）

私および連帯保証人は、この約款のほか、私が沖縄銀行との間に締結する当座貸越契約の各条項を遵守し、期日には遅滞なく元利金を支払います。

第3条（保証料）

私は、貴社に対して所定の保証料を沖縄銀行へ支払う利息に含めて所定の方法により支払います。なお、保証料率の変更があった場合でも貸出利率に影響を与えないものとします。

第4条（担保及び連帯保証人・保証人）

1. 債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、請求によって直ちに貴社の承認する担保を差し入れ、または連帯保証人をたてます。
2. 担保は、かならずしも法定の手続きによらず一般に適当と認められる方法、時間、価格等により貴社において取立または処分の上、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず残債務の弁済に充当できるものとし、なお、残債務がある場合には直ちに弁済します。
3. 連帯保証人は、この契約に基づき私が貴社に対して負う求償債務について、私と連帯して保証債務を負い、その履行についてはこの契約に従うものとします。
4. 連帯保証人は、貴社が相当と認めるときは担保、または他の保証を変更、解除しても免

責を主張しないものとします。

5. 連帯保証人がこの契約による保証債務を履行した場合、代位によって貴社から取得した権利は、私と貴社との間に、この契約による残債務または連帯保証人が保証している他の契約による残債務がある場合には、貴社の同意がなければこれを行使しないものとします。
6. 連帯保証人が私と貴社との取引について他に保証をしている場合には、その保証はこの保証契約により変更されないものとし、また、他に限度額の定めのある保証をしている場合には、その保証限度額にこの保証の額を加えるものとします。保証人が私と貴社との取引について、将来他に保証した場合も同様とします。
7. 貴社が連帯保証人及びその包括承継人または債務を引き受けた者の1人に対して履行の請求をしたときは、借主及び他の連帯保証人に対しても、その効力が生じるものとします。
8. 私は、保証人(私の委託を受けない保証人を含む)から貴社に対して民法第458条の2に定める所定の情報主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額およびそのうち弁済期が到来しているものの額)の提供の請求があった場合に、貴社が当該情報を当該保証人に提供する事に同意するものとします。

第5条(連帯債務者)

1. 連帯債務者は、私が本契約によって負担する一切の債務について、私と連帯して債務を負い、その履行については本契約に従います。また貴社から連帯債務者に対する連絡及び諸通知は、いずれか1人の連帯債務者に行えば足り、全ての連帯債務者に対して行う必要はないこととします。
2. 債務者が連帯債務者である場合には、貴社が連帯債務者・連帯保証人、それらの包括承継人または債務を引き受けた者の1人に対して履行の請求をしたときは、他の連帯債務者及び他の連帯保証人に対しても、その効力が生じるものとします。

第6条(調査・報告)

1. 貴社はこの保証に関して、私の資産、収入信用等について調査できるものとします。また、これ等の事項について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、直ちに書面によって貴社に報告します。
2. 貴社が私またはその連帯保証人について、その財産、収入、信用等を調査しても何ら異議ありません。

第7条（保証債務の履行）

1. 私が沖縄銀行に対する債務の履行を遅滞し、または債務の期限の利益を喪失したため、貴社が沖縄銀行から保証債務の履行を求められた場合には、貴社は私に対し何ら通知、催告することなく、貴社と沖縄銀行との間の債務包括保証契約に基づいて保証債務を履行できるものとします。
2. 貴社が前項の弁済によって取得した権利を行使する場合は、私が沖縄銀行との間で締結した契約のほか、この契約の各条項が適用されても異議ありません。

第8条（求償債務の範囲）

1. 私は、貴社が前条により保証債務を履行したときは、貴社に対しその弁済額全額および求償に要した費用を直ちに支払います。
2. 私は、前項により支払うべき金額について、年14.6%（年365日の日割計算）の割合の遅延損害金を支払います。

第9条（弁済の充当順序）

私の弁済した金額が貴社に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、貴社が適当と認める順序・方法により充当されても異議を述べません。

第10条（求償権の事前行使）

私および連帯保証人が次の各号の一つにでも該当する場合には、第7条による保証債務の履行前といえども求償権を行使されても異議ありません。

- ①第1条記載の借入金の元利金の弁済を遅延したとき
- ②仮差押、差押もしくは競売の申請または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
- ③租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき
- ④支払を停止したとき
- ⑤手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- ⑥貴社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき
- ⑦暴力団員等もしくは第15条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- ⑧その他貴社が債権保全のため必要と認めたとき

第11条（公正証書の作成）

私および連帯保証人は、貴社からの請求を受けたときには、直ちに強制執行の認諾のあ

る公正証書作成に関する一切の手続をします。

第12条（管轄裁判所の合意）

私および連帯保証人は、この契約に関する訴訟、調停、和解その他の紛争解決調停および和解の必要が生じた場合には、貴社の本社所在地の裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第13条（費用の負担）

私および連帯保証人は、この契約にもとづく貴社の債権保全、実行等のために要した費用をすべて負担します。なお、金融機関の預金口座から徴求されても異議を述べません。

第14条（免責条項）

私および連帯保証人は、証書等の印影を私および連帯保証人の届け出た印鑑に、相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引されたときは、証書、印章等について偽造、変造、盗用等の事故があっても、これによって生じた損害は私および連帯保証人の負担とし、証書等の記載文言にしたがって責任を負います。

第15条（反社会的勢力の排除）

1. 私または保証人は、現在、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 私または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

- ①暴力的な要求行為

- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

第16条(契約内容の変更)

1. 本約款の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化及びその他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
2. 前項による本約款の内容の変更は、変更を行う旨及び変更後の条項の内容並びにその効力発生時期を、沖縄銀行の店頭表示またはウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。
3. 前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上